

## 「保育所保育指針」構成 新旧対照

(平成29年3月31日告示) 改定 保育所保育指針(平成30年4月1日施行)	(平成20年3月28日告示) 現行 保育所保育指針(平成21年4月1日施行)
<p><b>第1章 総則</b></p> <p>1 保育所保育に関する基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保育所の役割</li><li>(2) 保育の目標</li><li>(3) 保育の方法</li><li>(4) 保育の環境</li><li>(5) 保育所の社会的責任</li></ul> <p>2 養護に関する基本的事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 養護の理念</li><li>(2) 養護に関わるねらい及び内容</li></ul> <p>3 保育の計画及び評価</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 全体的な計画の作成</li><li>(2) 指導計画の作成</li><li>(3) 指導計画の展開</li><li>(4) 保育内容等の評価</li><li>(5) 評価を踏まえた計画の改善</li></ul> <p>4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 育みたい資質・能力</li><li>(2) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 健康な心と体／自立心／協同性／道徳性・規範意識の芽生え／社会生活との関わり ／思考力の芽生え／自然との関わり・生命尊重／数量や図形、標識や文字などへの 関心・感覚／言葉による伝え合い／豊かな感性と表現</li></ul>	<p><b>第1章 総則</b></p> <p>1 趣旨</p> <p>2 保育所の役割</p> <p>3 保育の原理</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 保育の目標</li><li>(2) 保育の方法</li><li>(3) 保育の環境</li></ul> <p>4 保育所の社会的責任</p> <p><b>第2章 子どもの発達</b></p> <p>1 乳幼児期の発達の特性</p> <p>2 発達過程</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) おおむね6か月未満</li><li>(2) おおむね6か月から1歳3か月未満</li><li>(3) おおむね1歳3か月から2歳未満</li><li>(4) おおむね2歳</li><li>(5) おおむね3歳</li><li>(6) おおむね4歳</li><li>(7) おおむね5歳</li><li>(8) おおむね6歳</li></ul>

## 第2章 保育の内容

- 1 乳児保育に関わるねらい及び内容
  - (1) 基本的事項
  - (2) ねらい及び内容  
健やかに伸び伸びと育つ／身近な人と気持ちが通じ合う／  
身近なものに関わり感性が育つ
  - (3) 保育の実施に関わる配慮事項
- 2 1歳以上3歳未満児の保育に関わるねらい及び内容
  - (1) 基本的事項
  - (2) ねらい及び内容  
健康／人間関係／環境／言葉／表現
  - (3) 保育の実施に関わる配慮事項
- 3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容
  - (1) 基本的事項
  - (2) ねらい及び内容  
健康／人間関係／環境／言葉／表現
  - (3) 保育の実施に関わる配慮事項
- 4 保育の実施に関して留意すべき事項
  - (1) 保育全般に関わる配慮事項
  - (2) 小学校との連携
  - (3) 家庭及び地域社会との連携

## 第3章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
  - (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
  - (2) 健康増進
  - (3) 疾病等への対応
- 2 食育の推進
  - (1) 保育所の特性を生かした食育
  - (2) 食育の環境の整備等
- 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
  - (1) 環境及び衛生管理
  - (2) 事故防止及び安全対策
- 4 災害への備え

## 第3章 保育の内容

- 1 保育のねらい及び内容
  - (1) 養護に関わるねらい及び内容  
生命の保持／情緒の安定
  - (2) 教育に関わるねらい及び内容  
健康／人間関係／環境／言葉／表現
- 2 保育の実施上の配慮事項
  - (1) 保育に関わる全般的な配慮事項
  - (2) 乳児保育に関わる配慮事項
  - (3) 3歳未満児の保育に関わる配慮事項
  - (4) 3歳以上児の保育に関わる配慮事項

## 第4章 保育の計画及び評価

- 1 保育の計画
  - (1) 保育課程
  - (2) 指導計画  
指導計画の作成／指導計画の展開
  - (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項  
発達過程に応じた保育／長時間にわたる保育／障害のある子どもの保育／  
小学校との連携／家庭及び地域社会との連携
- 2 保育の内容の自己評価
  - (1) 保育士等の自己評価
  - (2) 保育所の自己評価

## 第5章 健康及び安全

- 1 子どもの健康支援
  - (1) 子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握
  - (2) 健康増進
  - (3) 疾病等への対応
- 2 環境及び衛生管理並びに安全管理
  - (1) 環境及び衛生管理
  - (2) 事故防止及び安全対策
- 3 食育の推進
- 4 健康及び安全の実施体制等

- (1) 施設・設備等の安全確保
- (2) 災害発生時の対応体制及び避難への備え
- (3) 地域の関係機関等との連携

#### 第4章 子育て支援

- 1 保育所における子育て支援に関する基本的事項
  - (1) 保育所の特性を生かした子育て支援
  - (2) 子育て支援に関して留意すべき事項
- 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援
  - (1) 保護者との相互理解
  - (2) 保護者の状況に配慮した個別の支援
  - (3) 不適切な養護等が疑われる家庭への支援
- 3 地域の保護者等に対する子育て支援
  - (1) 地域に開かれた子育て支援
  - (2) 地域の関係機関等との連携

#### 第5章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項
  - (1) 保育所職員に求められる専門性
  - (2) 保育の質の向上に向けた組織的な取組
- 2 施設長の責務
  - (1) 施設長の責務と専門性の向上
  - (2) 職員の研修機会の確保等
- 3 職員の研修等
  - (1) 職場における研修
  - (2) 外部研修の活用
- 4 研修の実施体制等
  - (1) 体系的な研修計画の作成
  - (2) 組織内での研修成果の活用
  - (3) 研修の実施に関する留意事項

#### 第6章 保護者に対する支援

- 1 保育所における保護者に対する支援の基本
- 2 保育所に入所している子どもの保護者への支援
- 3 地域における子育て支援

#### 第7章 職員の資質向上

- 1 職員の資質向上に関する基本的事項  
保育所職員に求められる専門性と人間性／職員の共通理解と協働性／喜びや意欲を持って取り組むために
- 2 施設長の責務  
施設長の責務とその専門性の向上／職員の自己評価と保育所の自己評価との連動による保育の改善／研修体制の確立と自己研鑽への援助・助言
- 3 職員の研修等  
専門性を高める研修／学びあいの環境づくりと保育所の活性化